

平成 2 9 年度第 1 回

秦野市都市計画審議会議事録

開催日 平成 2 9 年 5 月 2 5 日 (木)

場 所 秦野市役所本庁舎 4 階議会第 1 会議室

時 間 午前 1 0 時～ 1 1 時 3 0 分

出席委員（◎会長、○副会長）（敬称略）

今井 実、大野祐司、山下博己、木村眞澄、◎加藤仁美、
鳥海久元、山口政雄、高橋捷治、久保寺邦夫、片山 真、
伊藤 浩（三枝 薫の代理）、平原 績、鈴木 弘、
福森 登 14名

事務局等出席者

都市部長 古谷榮一

都市部都市政策課長 小谷幹夫

都市部都市政策課課長代理（都市計画担当）佐藤靖浩

都市部都市政策課技師 田所 篤

都市部都市政策課課長代理（都市総務担当）小山田智基

都市部都市政策課主査 菊地秀夫

都市部都市政策課主任主事 服部 聡

都市部開発建築指導課長 高橋正道

都市部開発建築指導課専任技幹（兼）課長代理（建築指導担当）山口一弘

都市部開発建築指導課主任技師 品田大地

都市部開発建築指導課技師補 藤田里菜

環境産業部環境資源対策課長 久保田 智

環境産業部環境資源対策課課長代理（資源化推進担当）古尾谷明美

環境産業部環境資源対策課主事 星野 新

会 議 内 容

【開会】

【会長あいさつ】

【市長あいさつ】

【諮問】

【議事】

(1) 諮問事項

議案第1号 建築基準法第51条ただし書の規定による一般廃棄物
処理施設の位置の指定について

(2) 報告事項

報告第1号 立地適正化計画に係る取組状況について

(3) その他

【議事要旨】

別紙参照

課長代理
(都市計画担当)

皆様、本日はご多用な中お集まりいただき、ありがとうございます。
ございます。

ただ今から平成29年度第1回秦野市都市計画審議会を開催させていただきます。

はじめに、出席委員数のご報告をさせていただきます。
本日の出席委員数は16名中、現在のところ13名で、
1/2以上の出席となっておりますので、秦野市都市計画
審議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立したこ
とを御報告申し上げます。

なお、宮林副会長と佐野委員から欠席する旨、平原委員
から遅参する旨のご連絡をいただいています。平塚土木事
務所長の三枝様でございますが、本日は、他の公務により
出席できないとのご連絡をいただいております。関係行政機関
から選出されました委員につきましては、審議会運営要綱
等に基づきまして、代理について定めがありますので、代
理で本日は、計画建築部長の伊藤様に出席をいただいております。

また、今回から人事異動、役員改選などにより新たに都
市計画審議会委員をお願いいたしました方がいらっしゃ
います。

それでは、事務局から順番にご紹介いたします。

関係行政機関の職員からの選出になります、秦野警察署
長、片山真様、同じく関係行政機関の職員からの選出にな
ります、平塚土木事務所長、三枝薫様、市民からの選出に
なります、公益社団法人秦野青年会議所理事長、平原績
様、以上でございます。

なお、委嘱状につきましては、机の上に配布させていた
だきましたので、ご了承いただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

それでは、はじめに加藤会長からご挨拶をいただきます。

会 長

(あいさつ)

課長代理
(都市計画担当)

続いて、秦野市長から挨拶申し上げます。

市 長

(あいさつ)

課長代理
(都市計画担当)

それでは、次第に基づき議事に移りたいと思います。はじめに、古谷市長から加藤会長に諮問をさせていただきます。皆様には、諮問書の写しを配布いたします。

市 長

(市長から会長へ諮問書朗読のうえ、手渡し。)

諮問書(写)を都市政策課職員が配布。

課長代理
(都市計画担当)

ここで、市長は他の公務がございますので、大変恐れ入りますが、退席をさせていただきます。

—市長退席—

課長代理
(都市計画担当)

それでは、議事に移りますが、ここからの進行は、加藤会長にお願いいたします。加藤会長よろしくお願いたします。

会 長

それでは、議事に入ります。

審議会の運営要綱と公開に関する取扱要領に基づきまして進めますが、本日傍聴人はおりますか。

課長代理
(都市計画担当)

傍聴人はおりません。

会 長

それでは、議事に移ります。まず、最初に議事録署名委員を指名させていただきます。議事録の署名につきましては、選出母体別の名簿順ということですので、山下委員と

高橋委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。

会 長

それでは、会議次第により、進めていきたいと思えます。
本日の議題（１）議案第１号の「建築基準法第５１条ただし書の規定による一般廃棄物処理施設の位置の指定について」を議題にします。
それでは、事務局説明をお願いします。

都市政策課長

それでは説明をさせていただきます。なお、説明に先立ちまして、許認可を担当する開発建築指導課、廃棄物行政を所管する環境資源対策課の職員を同席させています。説明は開発建築指導課が行います。

開発建築指導課長

それでは、議案第１号「建築基準法第５１条ただし書の規定による一般廃棄物処理施設の位置の指定」について、ご説明申し上げます。
申し訳ありませんが座って説明させていただきます。

今回ご審議いただく「一般廃棄物処理施設」は、既存の産業廃棄物の廃プラスチックの圧縮施設である建物及び建物内の機械を利用し、新たに一般廃棄物の廃プラスチックの圧縮梱包を行う業務を追加するもので、機械の増設等はありません。案件内容の説明につきましては、お手元に議案書等の資料もお配りしてございますが、主にスクリーンでご説明させていただきます。

案件の内容をご説明申し上げる前に、計画施設と建築基準法第５１条ただし書の規定による許可との関係についてご説明いたします。

都市計画区域内においては、「卸売市場、火葬場又は、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設」の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は

増築してはならない。ただし、特定行政庁が、都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合は、この限りでない。と建築基準法第51条に規定されています。

この規定で定められている「その他政令で定める処理施設」に一般廃棄物処理施設が該当します。一日当たりの処理能力が5トン以上の施設では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく神奈川県一般廃棄物処理施設設置許可が必要になるとともに、特定行政庁である本市による建築基準法第51条ただし書の規定による許可も必要となります。

また、今回の計画のように、既存建物や機械を利用し、業務を追加する場合でも、新築や増築と同様に許可が必要になります。

次に本市のごみ処理に関する施策との関係についてご説明いたします。

本市では、平成9年に秦野市ごみ処理基本計画を策定しています。

この秦野市ごみ処理基本計画には、資源物の中間処理について、民間活力を活用する方針が掲げられ、この方針に基づき、現在、委託により民間事業者の施設において処理を行っております。

また、平成29年度から平成43年度までの計画期間として、平成29年3月に改定した秦野市ごみ処理基本計画では、近年発生した大規模災害やこれに伴う国の災害廃棄物対策指針及び神奈川県災害廃棄物処理計画などを踏まえ、大規模災害時に民間事業者等と連携し、生活環境の早期復旧・復興を目指し、災害廃棄物についても、適切かつ迅速に処理する体制を整備することとしております。

今回お諮りする処理施設及び事業内容はこうした市の

方針に合致するものです。

なお、本審議会の議案として各委員の方に送付させていただいた資料の中の「理由書」の文中の表現内容について福森委員からお問合せがあった「ごみ処理基本計画に関連する」内容2点について、ご説明させていただきたいと思えます。

まず1点目ですが、理由書文中の中段に記載されている「市が回収する廃プラスチック等の一般廃棄物」の「等」にはなにがあるのかとのお問合せについては、古紙、衣類・布類、ビン、カン、ペットボトルなどの資源物を指しますが、本計画施設では、本市が市内から収集した、家庭系容器包装プラスチックのみを処理する予定です。

2点目ですが、同じく理由書に記載されている表現の中で、「容器包装プラスチック」と「廃プラスチック」との表現があるが、示している内容は、同じなのか？とのお問合せにつきましては、「容器包装プラスチック」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の「廃プラスチック」に含まれます。

具体的には家庭から排出されるポリ袋、ラップ類、パック・トレイ類等でプラマークがついたものが容器包装プラスチックにあたります。

それでは、本案件の施設概要についてご説明いたします。

計画施設は、各家庭から収集した廃プラスチックを圧縮梱包処理した後、再資源化するために、再生事業者へ引き渡す事業を行います。

圧縮梱包処理されるこれらの廃プラスチックが一般廃棄物に該当します。

スクリーン右上の写真が圧縮処理前の状態で、処理後には右下の写真のような直方体になります。

次に、本案件の位置についてご説明いたします。

計画地は、赤い丸で囲んだ位置となります。スクリーン

下側に小田急小田原線があります。

計画地は、秦野駅から北西に約2.2キロメートル、渋沢駅から北東に約2.7キロメートルの位置にあります。

計画地付近の幹線道路としては、南側には東西に延びる「県道705号」、西側には南北に延びる「市道14号線」があります。

このほか、スクリーン中央付近に東西に延びる国道246号があります。

次に、「一般廃棄物処理施設」の計画図についてご説明いたします。

スクリーンに赤く表示した部分が、一般廃棄物処理施設の計画地となります。

計画地は、青色で表示された工業専用地域内にあります。計画地の東側の水色で表示された部分が工業地域、緑色で表示された部分が第一種低層住居専用地域になります。

計画地から、住居系の用途地域である第一種低層住居専用地域までは、最短でも約130メートルの距離が確保されています。

計画地付近には、工業系の用途に利用されている敷地や、事業系の用途に利用されている敷地があります。

周辺の道路としては、施設の前面に県道705号があります。

続きまして、こちらが今回計画されている施設の計画概要となります。

スクリーンに表示されたとおりですが、主な内容をご説明いたします。

本許可申請の対象部分の用途は、一般廃棄物処理施設ですが、敷地全体では、産業廃棄物と一般廃棄物の両方を処理する施設となります。

既存の産業廃棄物の廃プラスチックの圧縮施設である建物及び建物内の機械を利用するもので、増築や圧縮梱包

機を新たに設置するものではありません。

廃棄物の種類は、廃プラスチックです。

圧縮梱包する機械の処理能力は、一日当たり190トンです。

次に計画施設とその周辺の写真をご覧ください。

この写真は、計画施設を南西側から撮影したもので、前面道路である県道705号からの、現在の状況です。

スクリーン左側の既存の産業廃棄物の廃プラスチックの圧縮施設である建物と建物内の機械を、一般廃棄物の廃プラスチックの圧縮施設としても利用できるようにする計画です。

この写真は、計画施設を北東側から撮影したもので、奥に見えるのが、県道705号です。

次に図面での説明をさせていただきます。こちらが配置図です。

スクリーン左側に県道705号があります。敷地内には青色の既存建築物があり、現在、廃棄物処理施設として稼働しています。この内、赤色部分が本計画の一般廃棄物処理施設で、既存の鉄骨造2階建ての産業廃棄物処理施設である建物と建物内の機械を利用するものです。

続きまして平面図です。

1階は圧縮梱包を行う作業場で、2階に従業員の休憩室と便所があります。1階平面図の青色で表示しているものが廃プラスチックを圧縮梱包する機械になります。

この機械で、産業廃棄物と一般廃棄物の廃プラスチックの処理を行います。

一般廃棄物の処理については毎週水曜日だけで行い、1か月当たり約110トン进行处理する計画です。一般廃棄物の処理を行わない月・火・木・金・土の5日間で今までどおり、産業廃棄物の処理を行う計画となっています。

次に環境への影響についてご説明いたします。

県の一般廃棄物処理施設の設置許可の手續に伴い生活環境影響調査が実施されております。

生活環境影響調査項目としては、騒音や振動について選定されており、神奈川県生活環境の保全等に関する条例の各規制基準値を下回っております。

お示ししているのは、騒音についての調査結果です。

圧縮梱包機から東西南北のそれぞれについて、現在の利用状況に対する実測値から予測値を算定していますが、いずれも規制基準である75デシベルを下回っています。

次に、振動についての調査結果です。

圧縮梱包機から東西南北のそれぞれについて、予測値を算定していますが、いずれも70デシベルを下回っています。

続きましてこちらは、搬出ルート図です。

計画地は、スクリーン右上の赤い丸で表示した部分です。市内の各収集場所より搬入され、搬出については、県道705号、市道14号線、国道246号を經由し、市外へ搬出する計画となっております。

搬出先につきましては、日本容器包装リサイクル協会が毎年実施する入札により決定する指定再生事業者になりますが、今年度は静岡県菊川市の(株)グリーンループという会社です。

交通量ですが、事業者が計画地前面で本年1月に交通量調査を実施し、施設稼働時間の8時から17時の、1日9時間の車両通過台数は、約7,300台となっております。今回の計画に伴う計画地への搬出入車両による交通量の増加は、最大で約55台と想定されており、一日9時間の車両通過台数に対する割合は、現在よりも約0.75パーセント増加しますが、市道、県道、国道のいずれにおいて

も、交通量は微増であるため、通行への影響は少ないものと考えております。

以上、これまでに、当該計画処理施設について、ご説明いたしました。特定行政庁が「都市計画上支障ないと認める」理由を整理してお伝えします。

計画予定地は、工業専用地域内であること。

騒音及び振動について環境影響調査を実施したところ、その影響は「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の規制値内であること。

秦野市ごみ処理基本計画において、市が回収する廃プラスチック等の一般廃棄物は民間施設を活用し処理する方針であること。

秦野市ごみ処理基本計画において、大規模災害時に民間事業者等と連携し、生活環境の早期復旧・復興を目指し、災害廃棄物についても適切かつ迅速に処理する体制を整備するものとされていること。

以上のことから、立地については、処理施設周辺部への環境に与える影響は少ないものであり、当該計画処理施設は市の方針に合致し、設置の必要性が認められるため、特定行政庁として、建築基準法第51条ただし書の規定に基づく、許可相当の施設と考えております。

最後に本計画処理施設の許可手続についてご説明いたします。

本計画処理施設は、本市の建築基準法第51条ただし書の規定による許可と、県の廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設設置許可が必要となります。

建築基準法第51条ただし書の規定による許可については、秦野市都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めることができれば、許可となります。

	<p>それでは、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。ただ今の案について、何かご質問、ご意見はございませんか。</p>
久保寺委員	<p>隣接地に葬儀場があり、不特定多数の秦野市民が毎日のように何百人平均と利用していると思いますが、富士見斎場へ今回の案件を説明していますか。</p>
環境資源対策課長	<p>富士見斎場については、今回の案件につきまして説明し、了承を得ています。</p>
久保寺委員	<p>分かりました。</p>
木村委員	<p>廃プラスチックの圧縮梱包の状況について、現在はどのようなになっていますか。</p>
環境資源対策課長	<p>現在の廃プラスチック処理施設の現況でございますが、一般廃棄物の処理を入札により委託している秦野3R推進事業協同組合において、毎週水曜日に圧縮、梱包の処理を行っている状況です。</p>
木村委員	<p>処理量はどのくらいですか。一日当たり190トン程度処理能力があるということですが。</p>
環境資源対策課長	<p>処理量としましては、平均して25トンが毎週水曜日に搬入されているという状況です。</p>
木村委員	<p>廃プラスチックの処理量は、今後どのように推移していきそうですか。</p>
環境資源対策課長	<p>廃プラスチックの処理量につきましては、平成11年から、資源化を図りまして、今まで焼却していたものを、資源として扱うようになりました。</p>

現在ではライフスタイルの変化によって、家庭で料理をしないという影響もありますので、プラスチック容器の利用も多く、今後は人口減少傾向というものの、廃プラスチックの処理量は横ばいか、もしくは増加で推移するものと考えます。

木村委員

平成11年と比較して現在の廃プラスチックの処理量の増減はいかがですか。

環境資源対策課長

具体的な数字は持ち合わせておりませんが、平成11年に資源化を図って以降、若干の減少傾向にあると思われま

木村委員

今後は資源として廃プラスチックをより多く回収する方向性を持っていくということですね。

環境資源対策課長

地元においても、今ご説明させていただいたようなことを施策としてPRしていきたいと考えております。

福森委員

2点おたずねしたいと思います。

例えば、プラスチック容器の中に混入しているものが分からないという恐れがあります。薬や石油が入っている場合があるかもしれません。

そのような場合に、廃プラスチックを洗浄する等の対策はとられているのでしょうか。

また、圧縮処理というのは、ただ圧力を加えるものなのか、もしくは加熱するのか等、処理工程における安全性は問題無いのでしょうか。

環境資源対策課長

まず1点目の洗浄の話ですが、家庭系の容器につきましては、各家庭で洗浄をしていただいて、ごみとして出していただくように呼びかけております。ただ、中には未洗浄であったり、たばこの吸殻が入っていたりするものもあり

ます。

処理施設ではそのような物も含めて、手作業で選別しております。混入物があるものについては、圧縮処理せずに焼却工場で焼却しています。そのため、処理施設内で廃棄物を洗浄する施設はありません。

2点目につきましては、圧縮梱包する過程におきまして、まず廃棄物を手作業で混入物のないものだけに選別してベルトコンベアで運び、機械で圧縮しております。

その際は廃棄物を加熱して溶かすことはしないため、火気を扱っておりませんので、圧縮梱包の工程の中では火事の心配はありません。

福森委員

たばこの吸殻などが入っていないか等を一つずつ確認するのは大変な作業ではないかなと思います。

また、飲みかけのものにアルコールが入っていたりしたら危険なことがあると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

環境資源対策課長

家庭系のごみ出しの際のマナーを守っていただくように呼びかけをして、処理がしやすいような環境を作り出すためのPRをしていこうと考えております。

福森委員

業者も承知のことと思いますが、廃棄物の中に危険なものが混じっていることがあることを、ご認識いただきたい。

山下委員

この廃プラスチックの処理ということで、一日25トンの処理を行うといお話がありましたが、秦野市全体の廃プラスチックの処理量は年間でどのくらいあるのですか。

また、入札で廃棄物処理業者に処理を委託しているということですが、全体の業者の状況はどういったものでしょうか。

また、今回の指定によって市にどのようなメリットが生

じるのかについて伺いたいと思います。

環境資源対策課長

まず、1つ目の本市の廃プラスチックの年間処理量についてですが、約1,300トンとなっております、処理能力は44,000トンといった状況です。

秦野3R推進事業協同組合と秦野市伊勢原市環境事業協同組合の2施設が処理施設となっています。

次に、メリットですが、災害廃棄物処理計画という新しく策定する計画の中で、地震等の災害発生時に、廃棄物処理施設が多くある方が良いという考えがありますし、既存の施設を有効に利用できることも挙げられます。

入札業者の実態としましては、平成26年に入札をしました。各単体の事業者ではなく組合に入札をしていただいておりますので、秦野市伊勢原市環境衛生組合及び秦野3R推進事業協同組合の2施設で入札をしている状況です。

山下委員

災害時のリスク分散というお話がございましたが、それぞれの業者に対しての災害時の協定というのは、どのようになっているのかお伺いします。

環境資源対策課長

災害時の協定につきましては、災害時の廃棄物処理において、秦野市伊勢原市環境事業協同組合と秦野市環境保全協同組合、川口清掃社、秦野サービス社等と協定を結んでいます。

廃棄物については秦野市伊勢原市環境事業協同組合と協定を結んでいるという状況です。

山下委員

市内の関係する業者に対して全て協定を結んでいるということよろしいでしょうか。

環境資源対策課長

廃棄物の処理、運搬、収集については、市内5組合のうち現在、秦野市伊勢原市事業協同組合とのみ協定を結んで

いる状況です。残りの4組合についても随時協定を結んでいきたいと考えております。

山下委員

災害時のリスク分散をするうえでも、今後ぜひ協定を結んでいかれることを望んでおります。

それから、騒音と振動のお話もありましたが、今後基準値を上回っていくという疑念が生じた場合の対応というのはどのようにお考えですか。

開発建築指導課長

振動や騒音による問題で、市民の方からお話いただいた場合に、市の担当課が調査に行かせていただきます。

基準値を超えるような場合には、音源となる機械に対策をとり、あるいは建物に防音対策をとるといったところを指導していき、基準値以内に収めるようにしていきたいと考えております。

会 長

先ほどのごみ処理基本計画の中で、災害廃棄物というお話がありましたが、内容はこういったものを想定されているのでしょうか。

環境資源対策課長

災害廃棄物というのは、神奈川県で計画を策定した中の区分けとしまして、生ごみや廃プラスチック等家庭系のごみと建築資材というところも想定の中に入っています。

会 長

建築資材も含まれるわけですね。分かりました。

鳥海委員

入札の話がありましたが、今回の制度によって経済効果があるのでしょうか。

廃プラスチックを再利用することによって利益を生むのか教えていただきたい。

環境資源対策課長

入札の制度ですが、平成26年の前の段階では業者が1社しかおりませんでしたので随意契約という形でしたが、平成26年の時は、1社増えた中で委託の入札金額は下が

りました。

また、廃プラスチックは、現在は選別して圧縮、梱包したものを静岡県の事業所へ持っていくことで、拠出金という形で市にお金が入ります。

圧縮梱包にかかる委託費を差し引いても、全体としては黒字となっています。

会 長

他にご質問が無いようでしたら、これで本案件の審議を終了し、「建築基準法第51条ただし書の規定による一般廃棄物処理施設の位置の指定について」は、原案のとおり答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

会 長

ありがとうございます。それでは異議が無いということですので、この案件につきまして答申書の作成は、会長に一任させていただく形でよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

会 長

ありがとうございます。ここで答申書の作成でございますが、答申書の写しを後日皆様宛に郵送させていただきたいと存じますが、これにご異議ございますか。

《異議なしの声あり》

会 長

それではそのように決定させていただきたいと思えます。

次の議題に移りたいと思います。議題（2）報告第1号の「立地適正化計画に係る取組状況」でございます。では、事務局から報告をお願いします。

事 務 局
（都市総務担当）

昨年12月に報告をさせていただきました立地適正化計画について、これまでの取組状況について報告をさせ

ていただきます。

前回の都市計画審議会から時間も経ち、委員の変更がありましたので、計画に関する概要説明から改めてさせていただきます。

立地適正化計画とは、人口減少及び少子高齢化の問題に対して、都市再生特別措置法の一部改正により制度化されたもので、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできる「コンパクト・プラス・ネットワーク」型の都市構造の基礎となります。

この計画は、おおむね20年後のまちの姿を見据えた、将来のまちづくりの基本計画となります。

県内では、8市が作成に関する取組を公表しており、うち2市で既に計画が公表されています。

続きまして、この計画に記載すべき事項として、次の4点があります。

1点目は、都市のコンパクト化を目指すに当たり、おおむね20年後のまちの姿を見据え、住宅及び医療や子育て支援施設等の都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針を定めます。

2点目は、その方針を踏まえ、居住誘導区域及び都市機能誘導区域を定めます。

居住誘導区域とは、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導し、人口密度の維持を図る区域のことです。

都市機能誘導区域とは、居住の誘導を図るに当たり、医療・福祉等の都市機能を都市の拠点や生活拠点に誘導し集約を図る区域のことです。

3点目は、居住を誘導するために本市が構すべき施策を定めます。

4点目は、都市機能を誘導すべき施設と、その立地を誘導するための施策を定める事となっています。

次に、計画におけるまちの姿について説明させていただきます。先ほどスライドで計画記載事項をご説明した区域について、改めて説明をいたします。

居住誘導区域及び都市機能誘導区域については、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えにより、左の図のように、オレンジ色で示した市街化区域内において鉄道駅周辺など、人が集まり利便性の高い場所を拠点として、赤い丸で示す「都市機能誘導区域」を設定し、それを取巻くように（水色の点線で囲んだ）「居住誘導区域」を設定します。

区域設定により都市機能や居住地の集約を図ることで、右の図のように、将来、人口が減少したとしても、人口密度が確保でき、都市を維持することが可能となります。

また、（緑色の）居住誘導区域外のエリアについては、農林業等の生産機能の確保を目指す中で、従事者の居住が考えられます。

次に、神奈川県将来人口推計についてご説明をさせていただきます。

人口減少が全国的な問題となる中で、神奈川県も人口減少傾向にあります。スライドは、国立社会保障人口問題研究所が公表している平成62年度の推計人口について、平成22年度の人口と比較し増減を示したもので、赤色が増加を表わす区域で、青色が減少を表わす区域となります。

それでは、秦野市の人口将来予測についてご説明をさせていただきます。

平成28年3月に秦野市人口ビジョンを策定しましたが、人口減少化のすう勢では、平成72年度には116,142人となり、平成27年度と比較して約5万人の人口減少となります。

そこで、秦野市人口ビジョンでは、人口減少に対し将来的な施策を講じることで人口の減少幅を約1万人程度抑

え、平成72年度の人口を126,957人と推計しています。

次に、秦野市の総人口と将来人口の比較についてご説明をさせていただきます。

こちらは、平成22年度の人口と平成62年度の推計人口の増減を1平方キロメートルごとに示したもので、スライドの中の点線は現行の市街化区域を示しています。

市域全域で人口が減少することとなりますが、その中でも市街地の中心となる4駅周辺で1,500人から2,000人程度の人口減少が見られます。

続きまして、人口密度についてご説明をさせていただきます。

平成22年度の市街化区域内における人口密度は54人/ヘクタールとなっており、**DID**（人口密集地区）では、65人/ヘクタールとなっています。

こちらのスライドは、平成22年度と62年度の人口密度を比較したものとなりますが、この中で三屋地域及び平沢、瓜生野地区では**DID**の要件となる40人以上ヘクタールを下回っていく結果となっています。

これらの人口減少の問題を受けて、本市では、立地適正化計画の策定について着手しているところであります。

立地適正化計画はおおむね20年後のまちづくりを検討するもので、総合計画とは計画期間が違うことから、立地適正化計画における都市像については、「安心して住み続けられるコンパクトなまち」と定め、また、都市のコンパクト化を図り一定の人口密度を維持するために、赤丸の鉄道4駅及び秦野中井インターチェンジ周辺及び新東名スマートインターチェンジ周辺の2箇所を将来都市の骨格構造とすることについて、庁内合意を図りました。

今後は、既に策定されている秦野市公共施設再配置計画では、小中学校を中心としたコミュニティ拠点を検討して

いることから、本市における拠点のあり方をすり合わせ、公共施設等の既存施設を活用した拠点形成及びコンパクトな居住を見据えながら、都市機能誘導区域の検討を進めます。

次に、立地適正化計画における基本方針についてご説明をさせていただきます。

20年先の将来課題と目指す都市像を受けて、次の5項目を基本方針として決めました。

1つ目は、定住化促進住宅として整備したミライエ秦野のような住宅施策により、子育て世代の確保を図るため、「年齢別人口の適正化」を進めます。

2つ目は、コンパクトシティにより居住の誘導を図ることで、「人口密度の維持」を図ります。

3つ目は、消費減少による店舗等の撤退などをはじめとした、生活に影響を及ぼす都市機能施設の適正配置により、「日常生活サービスの維持」を図ります。

4つ目は、人口減少及び少子高齢化により、住民相互の交流、防災体制の希薄化並びに交通空白地域が生じることとなるため、自治会館等のあり方の見直しによる地域交流拠点の整備並びに公共交通によるネットワーク形成を目指し、「地域コミュニティの維持」を図ります。

5つ目は、生活に必要なインフラ等の整備費用の確保し「社会資本の維持」を図ります。

続きまして、都市機能誘導区域の設定を検討するに当たり、次の4つの都市機能の立地状況についてご説明をさせていただきます。

まずは商業施設です。こちらは、平成22年度の人口分布に、現状のスーパーを中心として、国交省が示す一般的な徒歩圏となる800メートルの円を描き、徒歩圏のカバー状況を図示したものとなります。

人口カバー率は59.8パーセントとなり、国交省が

示す都市規模別平均値の65パーセントを若干下回っています。

また、工業系の用途地域や駅から離れた場所に、交通空白地域があります。

続いて、医療施設です。こちらも平成22年度の人口分布に、内科・外科の診療科目をもつ現状の医療施設を中心として、同様に800メートルの円を描き、徒歩圏のカバー状況を図示したものとなります。

人口カバー率は72.7パーセントとなり、国交省が示す都市規模別平均値の76パーセントを若干下回っています。

また、工業系の用途地域や駅から離れ場所や市街化区域の縁辺に空白地域があります。

次に、福祉施設です。こちらも平成22年度の人口分布に、介護事業における通所サービス施設を中心として、同様に800メートルの円を描き、徒歩圏のカバー状況を図示したものとなります。

人口カバー率は78.4パーセントとなり、国交省が示す都市規模別平均値の73パーセントを上回り、ほぼ市街化区域全域をカバーしています。

次に、公共交通の状況です。こちらは、平成22年度の人口分布に、鉄道駅を中心に700メートル、バス停については、1日片道30本以上もしくは、1時間当たり3本以上の運行があるバス停を中心に300メートルの円を描き、徒歩圏のカバー状況を図示したものとなります。

人口カバー率は63パーセントとなり、国交省が示す都市規模別平均値の40パーセントを上回っています。現状居住が密集している戸川地区や渋沢地区等の一部地域で空白地域となっている場所がありますが、コミュニティタクシー等により既に対応を行っている地域もあります。

こちらは、これまで説明した商業施設、医療施設、福祉施設、及び公共交通の徒歩圏域と小中学校、運動公園を含むカルチャーパーク、及び公民館等の文化施設を中心に半径500メートルの圏域を重ね合わせ、その重複する区域から非住居系である工業系用途地域を除いたものとなります。

赤枠内が現在既に生活に関連した都市機能が立地されている区域となり、市街化区域の約57パーセントをカバーしています。

このように現状では都市機能が広がって立地していますが、20年の先の将来を見据え、配置すべき都市機能をよく検討し、4駅を中心とした拠点を基本に区域の絞込みを図っていきたいと考えています。

最後に、今後の作成スケジュールについて、ご説明をさせていただきます。

昨年度より検討に着手し、拠点形成の基本的な考え方と立地適正化計画における都市像及び基本方針について、庁内の合意形成を図ったところです。

立地適正化計画については、今年度に都市機能誘導区域を設定し、平成30年度に居住誘導区域を設定したうえで計画公表を予定しています。

今年度は、コンサル業者へ委託業務発注を行い都市機能誘導区域の設定を目標としており、計画案等ができましたら委員の皆様へご報告させていただければと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

会 長

ありがとうございました。それではただ今の報告について何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

木村委員

計画案を今年度中に示されるということですが、だいたいの時期を教えてください。

課長代理

まず、次回の都市計画審議会が10月に予定しております。

(都市総務担当)

すので、その時に素案を提示させていただきたいと考えております。

山下委員

20年後の秦野の将来像がどんなものかということですが、今現在の秦野市の状況として高齢化の問題が言われている中で、20年後に理想的な形が作り上げられるかということも非常に難しい問題だと思いますが、移行期において基本方針にもありますように日常生活のサービスの維持といったところが地方において崩れていくことにもなるかと思えます。

そういった移行期において効率化ですとか地域コミュニティの崩壊といったことについて、どのような形でサポートしていこうとされているのか伺いたいと思います。

都市政策課長

まさにこの計画自体が20年間ということで取組をさせていただきます。

しかしながら、地方創生の関係、又は都市マスタープランの関係の内容が含まれておりますので、地方創生の観点からは、国の見解といたしましても50年先、100年先を見据えていくということでの取組を促されております。

しかしながら、現実的ではないことも含めまして都市マスタープランの最高期間であります20年間を想定して取り組ませていただいております。

ただ、20年おきに見直すということではなくて、今ご心配をいただいている適宜適切に時期に合った取組が必要だと思っておりますので、それにつきましては本市の総合計画並びに都市マスタープランの見直しの時に適宜見直していくということを想定してございまして、その中で対応をさせていただきたいと考えております。

山下委員

ハード的に集中して効率化を図っていく考え方としては良いかもしれませんが、心配しているのがソフト面の所です。行政でも縦割り等よく言いますが、所管を超えて福祉や介護といった色々な部門に渡って計画が位置付けら

れていくということが重要だと思いますので、偏った計画になってしまうと弊害が起きると危惧しております。十分に注意をお願いしたいと思います。

都市政策課長

ありがとうございます。バランスを取らせていただきながら、取り組みたいと思います。

会 長

空家対策措置法が策定されましたが、例えば空家ができつつある地域の問題は居住側が大きいと思います。

時間軸の中で、コミュニティを崩壊させないようにできるかという事が非常に大きいと思いますが、空家の実態というのはどうなっているのかお伺いします。

都市政策課長

組織改正もございまして、今年の4月から空家調査担当ということで都市政策課に担当が新設されています。

その中で、これまでのデータをまずは整理させていただいて、その活用、見直しについてもどういった調査方法が望ましいかということ今年度は検討させていただいております。

また、立地適正化計画の中でも1つのスキームとして入っておりますので、その観点も盛り込んだ中で立地適正化計画に取り組みたいと考えております。

会 長

今回の報告について、公共施設再編の話と交通計画との関係を明らかにされています。今年度からコンサル業者に委託して、検討するという事のようにです。また今後ご意見いただければよろしいかなと思います。

久保寺委員

公民館は昔の町、村単位で地域のコミュニティの中核を担っているということで、非常に活発な活動がなされておりますが、将来20年先までの間に既存の公民館を取捨選択して統廃合するといった話もありますが、市としてどのように考えていますか。

私個人としては、統廃合するということは反対で、公民

館はコミュニティ活動を活発にするうえで機能していると評価しております。そのあたりの考えをお伺いします。

都市政策課長

いま、お話のありました公民館については、公共施設再配置計画の白書の中で一定の考え方をお示しさせているところでございます。

ただ、現在のところ廃合についての明確な方針が出ている訳ではございません。都市部としましては拠点の中に公民館は位置付けております。それは縁辺部に対する配慮の中でしっかり検討をして、皆様のコミュニケーションの場を維持、確保し、またネットワークにおいて繋げていきたいと考えております。

久保寺委員

検討するという事は、どこかは別として統廃合するという事も想定している訳ですか。

都市政策課

人口想定の中では、コミュニティの維持ができるかできないかは、20年のうちにはできないという想定にはなっていないため、長期ビジョン、立地適正化計画の中で統廃合をするという考え方はございません。

久保寺委員

政策的なところでは、秦野市の人口が増えるような手立てでまちづくりに取り組んでいるつもりだと思いますが、将来15年、20年先には13万人台になっていくという予測もある中で、何とかしたいという気持ちがあります。

積極的に人口増加の手立てを講じて、人口が減らないように夢をもって若い家族等が秦野に移り住んでもらえるように施策に反映してもらえればと強く要望します。

高橋委員

立地状況の中に医療機関がありますが、医療施設というのは無ければならない施設であるようでいて、あればあるで選択肢は患者の方にある。その代わり無いとできない。

医療制度はそういうもので、非常に複雑怪奇です。

制度として医療施設がいくつあればいいという計画に

しないでほしいし、医療を受ける側にしてみても、簡単なことで収まることも、高度な医療を受ける必要があることもあります。

そういうことを含めてこの計画の中にぜひ考慮して医療分野の部分はお願いしたい。

特に、病院が家から遠くても近所でコミュニケーションが取れていれば、隣の住民に病院へ連れて行ってもらえる等ということがある訳です。ですからそういったコミュニティと福祉施設と合わせて医療問題を考えてほしいという風に考えています。

都市政策課長

今、市長をトップとして庁内策定会議を設定、検討させていただいております。その中で全部長が入っておりますので、厚生部門と連携させていただきながら、今ご意見いただきましたソフト面、ハード面、またそれらに関わるネットワークの構築に努めさせていただいております。

会 長

貴重なご意見ありがとうございました。

それでは、最後に議題（3）「その他」ですが、事務局のほうから何かありますか。

都市政策課長

次回の審議会開催予定ですが、先ほどご質問にもありましたスケジュールも含めまして10月頃を予定してございます。今決定をしております議題としましては、「立地適正化計画の都市機能誘導区域の案について」ご報告をさせていただきたいと思っております。

また、「都市計画公園・緑地見直し計画の案について」のご説明をさせていただきたいと考えております。

開催の1か月前には日程をお知らせいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

以上でございます。

会 長

それでは、これをもちまして、本日の都市計画審議会を終了させていただきたいと思っております。ご協力ありがとうございます。

ございました。

